

お知らせ

長寿を祝う「敬老の日」

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う「敬老の日」。「長寿を祝う会」は、今年も全地区対象に公募型抽選で10月30日(金)・31日(土)にプラサヴェルデで開催します。

敬老祝状に「敬老の日」にちなんだ絵手紙の最優秀作品を掲載してお届けします

小学生を対象に「敬老の日」にちなんだ絵手紙を募集し、最優秀賞は岩田紗空さん(金岡小学校5年)の作品に決定しました。75歳以上の人には、最優秀作品を掲載した敬老祝状を9月上旬までにお送りします。

※ 絵手紙の入賞作品を含む全応募作品は、8月3日(月)～21日(金)に市役所1階掲示板及び多目的スペースに展示します。

※ 「長寿を祝う会」の詳細は、敬老祝状をご覧ください。



長寿をお祝いして祝金と祝品をお贈りします

祝金の対象者に、8月上旬にご案内をお送りします。口座振込申出書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。指定の口座に振り込みます。祝品は9月中旬頃から順次対象者に発送します。

※ 7月15日時点で、沼津市に住民登録がある人が対象です。

対象者(基準日:9月15日)	祝金	祝品
77歳の人(昭和23年9月17日～昭和24年9月16日生まれ)	5,000円	—
88歳の人(昭和12年9月17日～昭和13年9月16日生まれ)	10,000円	沼津茶
95歳以上の人(昭和6年9月16日以前生まれ)	10,000円	沼津茶

問 長寿福祉課 ☎055-934-4834

お知らせ

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付を行います

対象期間中に生活保護を受給したことがある世帯に対し、平成25年に行われた生活扶助費の基準改定を違法とした最高裁判決への対応として、国の定めた新たな基準と当時の基準との差額分を追加給付します。

対 平成25年8月1日から平成30年9月30日までの間に、沼津市で生活保護を受給したことがある全ての世帯(平成30年10月1日から令和8年3月31日までの間に、一部加算や期末一時扶助などが算定されていた世帯を含む)

申 ①現在、保護受給中の世帯(過去沼津市における受給分を含む) 通常の保護費と同様に世帯主に対して追加給付を行うため、手続きは不要です。

②沼津市で保護廃止となり、現在生活保護を受給していない世帯

令和9年7月31日(土)までに申出者の本人確認書類(マイナンバーカード等)、全世帯員の戸籍謄本の写し(全部事項証明書)、申出者の預貯金通帳またはキャッシュカードの写し、市役所地下1階社会福祉課または市ホームページにある申出書、同意書を直接、郵送、電子申請またはメールで(必着)

※ 外国人の場合は、戸籍謄本の写しに代えて全世帯員の住民票の写しを提出してください。

※ 申出受付期限は国で統一的に設定しています。
※ 条件に当てはまる場合は、現在保護停止中の世帯や保護廃止済みの世帯であっても、追加給付の対象となります。
※ 過去に生活保護を行っていた自治体に係る追加給付に関しては、当該自治体に個別にお問い合わせください。

※ 詳細は、市ホームページをご覧ください。

■相談窓口について

保護費の追加給付に関して、厚生労働省が相談センターを開設しています。詳細は、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

問 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター ☎0120-179-445

申問 社会福祉課 ☎410-8601 沼津市役所 ☎055-934-4823 ✉shafuku@city.numazu.lg.jp



ホームページ



ホームページ

お知らせ

保護司って何だろう？

市では、毎年7・8月を「社会を明るくする運動」と「青少年の被害・非行防止」の強調月間と定めており、この機会に犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司を紹介します。

■保護司とは

法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、報酬のないボランティアとして、全国で約4万5,000人、市内では63人が活動しています。

保護司の重要な活動は、保護観察対象者の支援です。対象者と定期的に面接を行い、更生のための指導をするとともに、生活上の助言や就労の手助けを行っています。

■社会を明るくする運動について

犯罪や非行のない安全・安心な明るい社会の実現を目指して、法務省が主唱する全国的な活動です。立ち直りを目指す人への理解とそれに寄り添い支えてくれる人の輪を広げるため、啓発活動を実施しています。

※ 詳細は、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。



ホームページ

問 福祉企画課 ☎055-934-4824

お知らせ

マナーを守ってまちをきれいに

市では、ごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止し、良好な生活環境を確保するために「沼津市まちをきれいにする条例」を施行し、環境美化指導員の皆さんと啓発活動を行っています。

地区自治会からの推薦により市長が委嘱した環境美化指導員は、地域の美化推進のリーダーとして、地域内パトロールや各種イベントでの啓発などを通じて、市民の皆さんの自主的な美化活動の促進に尽力しています。

皆さんも、快適で美しいまちの景観を維持するために公共の場所におけるごみ・吸い殻のポイ捨てや犬のふんの放置はやめましょう。



問 環境政策課 ☎055-934-4743

お知らせ

年に一度のお約束 狂犬病予防注射

犬の飼い主には飼い犬の登録と毎年1回(原則4～6月)の狂犬病予防注射が義務付けられています。8月末で接種の報告がない犬の飼い主にはお知らせを発送します。必ず忘れずに接種しましょう。

持 愛犬カード ￥ 「注射料(病院により異なります)」+「注射済票交付手数料(550円)」

■狂犬病予防注射時に「注射済票」を交付できる動物病院

動物病院名	所在地	電話番号	動物病院名	所在地	電話番号
アミィ動物病院	宮前町	920-0411	マーハ動物病院	原町中	967-4707
ウインディアニマルクリニック	東椎路	922-4113	宮田動物病院	西島町	931-1806
ウエダ動物クリニック	下香貫藤井原	934-3110	石井動物クリニック	清水町徳倉	933-0111
大岡どうぶつ病院	大岡	963-2525	ヤシの実どうぶつ病院	清水町柿田	972-0308
片浜どうぶつ病院	松長	962-2993	下土狩どうぶつ病院	長泉町下土狩	994-9908
さくら動物病院	米山町	929-8111	すぎざわ動物病院	長泉町竹原	976-5151
たま動物病院	下香貫宮脇	932-7703	動物先端医療センター・AdAM	長泉町下長窪	988-1660
沼津中央動物病院	柳町	920-3311	ながいずみ動物病院	長泉町納米里	989-1013
パイパス動物病院	松長	966-5972	すぐる動物病院	裾野市平松	957-8123
パル動物病院(沼津)	沼北町	922-6255	パル動物病院(裾野)	裾野市伊豆島田	993-3135
保坂動物病院	中沢田	923-5068	ユウ動物病院	御殿場市川島田	0550-70-1013
			中里ミル動物病院	富士市中里	0545-34-5123

※ 上記以外の動物病院で接種した場合は「注射済証明書」と愛犬カードを持参し、クリーンセンター(上香貫三ノ洞2417-1)または市役所8階環境政策課で「注射済票」の交付(手数料550円)を必ず受けてください。

※ 「注射済票」は、首輪等に装着しましょう。迷い犬の早期発見にもつながります。
※ 詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 クリーンセンター ☎055-933-0711



ホームページ